

## 個人情報保護制度改正 検討用個票

検討事項	個人情報の本人収集の原則について
関連 条文	改正法 第 61 条、第 62 条、第 64 条
	条例 第 8 条第 4 項、第 6 項
検討事項	<p>神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）では個人情報を収集するときは本人から収集しなければならないこと（以下「本人収集の原則」という。）を規定しているが、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）では本人収集の原則に係る規定はないため、個人情報の保護水準への影響について整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>本人収集の原則の要否</b> 改正法適用後の保護措置及び条例による独自の規定の必要性を検討する。</li> <li>○ <b>条例規定の可否</b> 本人収集の原則の規定が必要である場合は、<u>条例による独自の規定の可否について、改正法の趣旨や目的を確認して検討する。</u></li> </ul>
影響範囲	(条例等)
検討 (詳細)	<p><b>1 個人情報の収集における本人収集の原則の規定について</b></p> <p>条例第 8 条は、個人情報を収集するときは、所掌する事務の範囲内において個人情報の取扱目的を明確にし、その目的達成のため必要な範囲内で個人情報を収集すべき義務や、適法かつ公正な手段によらなければならないこと等を規定しており、<u>同条第 3 項において、本人から収集することを原則とし、この原則を遵守することが実施機関の義務であることを示している。</u></p> <p><b>2 条例と改正法の比較</b></p> <p>(1) 条例</p> <p><u>個人情報の収集において、本人収集を原則としており、例外的に本人以外の者から収集することができるとしている。</u></p> <p>(本人収集の原則の目的)</p> <p><u>個人情報を本人以外の者から収集することによる当該本人の権利利益の侵害やそのおそれを防止することを目的とし、本人収集の原則の遵守を義務としている。</u></p> <p>ただし、例外（適用除外事項）として、法令に基づく収集や本人の同意に基づく収集、緊急かつやむを得ない場合等のほか、審議会の意見を聴いた上で本人以外の者から収集する必要があると認めるときは、<u>本人以外の者から収集することができるとしている。（条例第 8 条第 4 項第 1 号～第 9 号）</u></p>

※ 法令等の規定に基づく申請、届出等の個人情報については、本人同意に基づく収集とみなすこととしている。

**【参考】「収集」について**

(「かながわの個人情報保護ハンドブック」より)

「収集」とは、実施機関が個人情報を取得し当該個人情報を行政文書に記録することにより、当該実施機関が当該個人情報を事実上支配(利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有していること。)する状態にすることである。実施機関が収集した個人情報は「保有個人情報」に該当することとなり、以降、実施機関には、その利用、提供、廃棄等について定めた各規定による取扱いが求められることとなる。

なお、実施機関は、個人情報を取り扱う最初の段階である収集の時点において、事務又は事業の執行に当たって必要な個人情報であるか十分検討の上、不必要な個人情報は収集しないようにする必要がある。

**(2) 改正法**

改正法における個人情報の保有において、本人からの収集について規定されていない。

(本人収集の原則を規定しない理由)

改正法における個人情報の保有において、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限ることとし、本人収集の原則は規定していない。この規定における本人の権利利益の侵害の防止等に関しては、「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」により、次の規定により、保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られていると考えられている。

- ・ 個人情報の保有は法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合であって利用目的の達成に必要な範囲に限定する。(第61条)
- ・ 不正手段による取得は禁止されている。(第64条)
- ・ 保有個人情報が漏えい、滅失又は毀損の危険にさらされることのないよう、安全管理措置を講じなければならないこととされている。(第66条)
- ・ 個人情報ファイル簿を作成及び公表することとされており(第75条)、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人関与が可能となっている。

また、国は、本県以外にも多くの自治体の条例において本人取得の原則の規定が設けられていることを踏まえ、次のとおり、改正法における考え方を示している。

(「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」により)

自治体の条例において、本人以外からの取得を全面的に禁止する例は無く、法令・条例に定める所掌事務の遂行に必要な場合は例外とするものであるため、不適正取得の禁止に含まれるものと考えられているとしている。

改正法における行政機関の個人情報の取得や利用に関する適正管理に係る規定について、「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」によると、特別な法律を待たずとも当然要請されること、また、地方公共団体の職員等に対しては法令遵守義務が課せられているところであるとしており、行政機関としての義務を明示するものとなる。

### (3) 条例と改正法の仕組みについて

上記より、個人情報の収集における本人の権利利益の侵害やそのおそれを防止するために、条例は本人収集に関して直接的に規定することで有効的であり、改正法は本人からの収集かどうかに関わらず、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限るとして効率的な仕組みとしていると考えられる。

その他、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集してはならないこと、適正かつ公正な手段により収集しなければならないことや安全管理措置については、条例と改正法において概ね同様の措置となる。

### (4) 改正法の適用による効果について

改正法と条例の適用による効果の差異について比較する。

条例において、本人以外の者からの収集を認める場合として、条例第8条第4項第1号～第8号に列挙する内容は、本人の権利利益の侵害やそのおそれがないと判断できる場合や県の事務又は事業の執行に当たって必要な場合とし、同項第9号では、「審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。」と定めている。これらの場合は、改正法における「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合」の範囲内に含まれると考える。

また、本人以外の者から収集する場合の現状としては、条例第8条第4項第1号の法令等の規定に基づき収集する場合や同項第2号の本人同意に基づき収集するケースが多く、本人の権利利益を侵害するおそれが少ない場合であるため、法適用後においても、影響は少ないと考える。

次に、改正法の適用に当たり、本人以外の者からの収集を認める場合について、条例に規定する場合より広く認められることとなるか否か（本人以外の者からの収集することに相当な理由がなくとも、収集できるおそれ）について検証する。

2 (2) に記載のとおり、改正法の保有制限の規定では、本人又は本人以外の者からの収集に関する制限は無いが、個人情報の収集に関しては、適正な取得（第 64 条）の規定が適用される。保有制限及び適正な取得の規定の趣旨を踏まえると、本人の権利利益の侵害やそのおそれのある場合の本人以外の者からの収集は認められないものと考える。

よって、改正法の適用においても、個人情報の収集における本人の権利利益の侵害やそのおそれの防止については、条例の規定と概ね同様の効果になると思われる。

### 3 条例による対応の必要性及び運用の方向性について

#### (1) 条例に本人収集の原則を定める必要性について

2 (4) のとおり、改正法及び条例の規定を比較においては、個人情報の収集における本人の権利利益の侵害やそのおそれの防止について、概ね同様の効果になるとした。

ただし、これまでは、条例に本人収集の原則を規定することにより、本人の権利利益の侵害やそのおそれを防止するための義務として具体的に明確となることや、審議会の意見を聴くことなどにより客観的な判断を要することで、適切な運用が図られてきたと考えられる。

そのため、改正法の適用に当たっては、その適切な運用の確保が課題と考える。

このことについて、改正法の規定に加えて、引き続き、条例に本人収集の原則を規定することが考えられるが、改正法における条例規定の可否の検討が必要となる（4のとおり）。ただし、改正法と条例の規定の比較により概ね同様の効果となることから、条例に規定する必要性は高くないと考えられる。

#### (2) 運用による対応について

条例に規定しないとしても、改正法の適用に当たり、県機関の恣意的な判断が行われない等の個人情報の収集時の慎重な取扱いを確保するため、運用による対応は必要になると考える。

具体的には、個人情報保護制度に係る全般的な周知はもちろん、トラブル防止の観点から個人情報はできるだけ本人から直接収集することが望ましいということや、本人以外の者から収集する際には予め本人か

らの同意を得ることが望ましいこと等について、研修の実施等を通じた職員の意識向上を図り、その上で、本人以外の者から収集する理由やその必要性の自主的なチェックを行うとともに、必要に応じて個人情報保護委員会へ助言を求めるとことや、審議会を活用すること（定型的な事例についての事前の運用ルールの検討や報告）等が考えられる。

#### 4 条例による独自制限の可否

条例で定めることができる独自の保護措置については、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」において、地方公共団体が地域の課題に対処するため、独自の施策を展開することは求められるものであり、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を講じることについて否定されるべきではないとされている。

条例に本人収集の原則を定めることについては、条例と改正法の双方の趣旨・目的・内容及び効果を比較し、両者の矛盾抵触の有無をもって条例の規定が改正法の範囲内か否かを判断することとなるが、「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」において「許容されない」とされている。このことについて、改正法の趣旨（※）等を踏まえ、次のとおり整理する。  
※ 改正法の趣旨は今後公表されるガイドラインによって確認するが、現時点では法改正資料等より整理する。

（改正個人情報保護法の規律に関するQ&Aより）

個人情報の保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合であって利用目的の達成に必要な範囲に限定することとされており[第61条]、また、不正手段による取得も禁止されています[第64条]。加えて、保有個人情報が増え、滅失又は毀損の危険にさらされることのないよう、安全管理措置を講じなければならないこととされています[第66条第1項]。さらに、地方公共団体も個人情報ファイル簿を作成及び公表することとされており[第75条第1項]、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人関与が可能となっており、保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られていることから、法律の規律と重複するような規定を条例で設けることは許容されません。

改正法は、地域や官民の枠を超えたデータ利活用の活発化を踏まえ、データ利活用の円滑化に向けて、地方公共団体ごとの制度や運用の不統一や不整合を解消するため、個人情報保護と情報の流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを趣旨としている。また、「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」によると、「個人情報保護や情報の流通に直接影響を与える事項について、改正法に特段の規定がないものを条

例で定めることは想定してない」としていることから、全国一律のルールとする趣旨と考えられる。

改正法における個人情報の保有については、2に記載のとおり、本人収集に限らず、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限ることとし、個人情報の取得や利用に関する適正管理により、本人の権利利益の侵害やそのおそれを防止すると考えられているため、本人からの直接取得に関する規定は定めないものとしていると考える。

よって、条例に本人収集の原則を規定することは、改正法による全国一律の共通ルールとして本人からの直接取得に関する規定を定めないものとする趣旨に反することから、改正法において許容されないものとされたと考えられる。

また、個人情報の取得等について検討する際に、客観性を確保する観点等から、その是非を審議会への諮問することを条例に定めることについては、次のとおり改正法においては許容されないものとされている。

(改正個人情報保護法の規律に関するQ&Aより)

法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、また、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能となることから、個別の事案について審議会等の意見を聴く必要性は大きく減少するものと考えられます。

したがって、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されません。

なお、令和4年2月9日に審議会から個人情報保護委員会へ行った、本人収集の原則に係る現行条例の規定の存置に関する質問について、個人情報保護委員会からは同3月3日に回答があり、改正法の趣旨に反し許容されないとのことであった。

## 5 対応の方向性

個人情報保護委員会へ、本県の条例を踏まえた照会を個別に行い、本人収集の原則を条例に規定することが許容されない旨の回答が既になされている点に鑑みると、地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことは困難である。

また、改正法の適切な運用により、収集に際しての個人情報の保護として必要とされる水準の確保は可能であると考えられる。

よって、改正法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守し、同法に従った制度運用にも万全を期すとともに、それらの内容等を職員へ周知

	<p>徹底し、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることとする。</p>
<p>関連情報 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」 P. 36</p>	<p>地方公共団体の条例には、不要な情報の消去、<u>本人からの直接取得に関する規定</u>がある（「個人情報保護条例に係る実態調査結果」（令和2年5月、個人情報保護委員会事務局））。これらの規定のうち、不要な情報の消去に関する規定については、その趣旨は、現行の行個法第3条第2項に含まれると考えられる。また、<u>本人からの直接取得に関する規定</u>については、本人以外からの取得を全面的に禁止する例は無く、法令・条例に定める所掌事務の遂行に必要な場合等を例外とするものであるため、その趣旨は、現行の行個法第3条及び今般改正により公的部門にも追加することとなる個人情報の不適正取得の禁止に含まれると考えられる。</p>
<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」（令和3年6月時点暫定版）による「改正個人情報保護法の規律に関するQ &amp; A」 P. 9～10</p>	<p>3-1-3 個人情報の本人からの直接取得を条例で規定することは可能か。 【回答】 現行の条例では、個人情報の本人からの直接取得について定める規定を設けている例が見られます。 個人情報の保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合であって利用目的の達成に必要な範囲に限定することとされており[第61条]、また、不正手段による取得も禁止されています[第64条]。加えて、保有個人情報漏えい、滅失又は毀損の危険にさらされることのないよう、安全管理措置を講じなければならないこととされています[第66条第1項]。さらに、地方公共団体も個人情報ファイル簿を作成及び公表することとされており[第75条第1項]、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人関与が可能となっており、<u>保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られていることから、法律の規律と重複するこのような規定を条例で設けることは許容されません。</u></p>
<p>P. 10</p>	<p>3-1-4 個人情報の取得や目的外利用・提供、オンライン結合を検討する際に、客観性を確保する観点等から、その是非について審査会等に諮問することは可能か。 【回答】 法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、また、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能となること</p>

	<p>から、個別の事案について審議会等の意見を聴く必要性は大きく減少するものと考えられます。</p> <p>したがって、<u>個人情報</u>の取得、利用、提供、<u>オンライン結合等</u>について、<u>類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されません。</u></p> <p>なお、定型的な事例についての事前の運用ルールを検討も含め、審議会等が個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議を行うことは可能と考えられます。</p>
<p>P. 15</p>	<p>8-1-2 法律で明示的に規定がない事項を条例で定めることは可能か。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p><u>改正法は、個人情報保護と情報の流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを趣旨としています。</u>そのため、独自の保護措置は、法律の範囲内で、必要最小限のものに限り、条例で定めることができることとなります。その観点から、<u>地方公共団体が条例で定めることが想定される事項については、改正法に規定が設けられています。</u>そのため、<u>個人情報保護や情報の流通に直接影響を与える事項について、改正法に特段の規定がないものを条例で定めることは想定していません。</u></p> <p>ただし、単なる内部規律にすぎない事項（個人情報ファイル保有の際の長への報告等）など、個人情報保護や情報の流通に直接影響を与えない事項については、改正法に特段の規定がない場合でも条例で定めることを妨げるものではありません。</p>
<p>個人情報の保護に関する法律 (改正後の条文)</p>	<p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p>

	<p>三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。 (適正な取得)</p> <p>第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>
<p>神奈川県個人情報保護条例</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、前項の規定により明確にされた目的（以下「取扱目的」という。）の達成のために必要な限度を超えて、個人情報を収集してはならない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>4 <u>実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 法令等の規定に基づき収集するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき収集するとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。</p> <p>(4) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために収集するとき。</p> <p>(5) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものから収集するとき。</p> <p>(6) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。</p> <p>(7) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認めて収集するとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認めて収集するとき。</p> <p>(8) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。次項第3号及び次条第2項第5号において同じ。）から収集する場合で、事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。</p> <p>5 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その取扱目</p>

的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急に必要があるとき。

(2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(3) 取扱目的を本人に明示することにより、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。

6 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第4項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。してはならない。